

そもそも論としての消費税課税の見直しの必要性

□ インバウンド電子的役務取引についての消費税課税制度(平成27年度税制改正で創設)はそろそろ見直しが必要

- ✓ B to C取引については、納税は国外事業者による申告納税に任されており、執行の実効性に不安
⇒ (特にB to C取引について)EU、タイ、台湾のように、補完的にマーケットプレイス、プラットフォーマー、ポータル等に納税義務を転嫁(or 米国各州のMarket Facilitator Lawのように電子的役務提供事業者との連帯納付義務)する制度を創設すべき
- ⇒ アルゼンチン、チリのような、国外の電子的役務提供事業者リストを告示した上で、それら事業者からのインバウンド電子提供役務取引について、支払仲介者(Intermediary Payment Service Provider)に源泉徴収義務を課す制度も一考の余地(ベトナムは、国外事業者に登録・申告義務を課しつつ、国外事業者が登録・申告を行わない場合に、IPSPに通知して、補完的にIPSPへの源泉徴収方式を採用)
- ✓ 消費税法上、基準期間(原則、2年前の事業年度)に「日本国内での」課税売上高が1,000万円を超えない限り免税事業者となることができるところ、(初めて)日本に進出する海外事業者であれば、進出後どれほど日本国内での売上高が急拡大したとしても、進出後2年間は免税事業者として商品を販売可能(日本進出前で国内の課税売上高が僅少であるような事業年度が基準期間となるため)
- ✓ しかも、例えば、オンラインゲーム販売業者が、新規ゲームタイトルを発売する度に別法人を創設することで、事実上、何度も繰り返し免税事業者として販売するといったケースも存在する模様
⇒ 海外事業者と国内事業者との間で無視できない不公平が生じており、速やかな手当てが必要
⇒ そもそも論として、益税の問題は課税の公平上大きな問題。特に消費税率の10%引き上げ後は黙過できない大きな問題

事業者免税点制度について

事業者免税点制度

基準期間（2年前の課税期間）における国内の課税売上高が1000万円以下の事業者については、小規模事業者の事務処理能力や徴税コスト等を踏まえて、消費税の納税義務が免除されている。

事業者の事務処理能力等を踏まえ、下記の特例に該当する場合、事業者免税点制度を適用しない

	特例の内容
特定期間の特例	特定期間（前年上半期）の <u>国内の課税売上高</u> 又は <u>給与（居住者分）の合計額</u> （選択適用可）が <u>1000万円超</u> の場合
新設法人の特例	<u>資本金等が1000万円以上</u> ※国外事業者については、日本で登記された資本金等に基づいて初年度の資本金等を判定。
特定新規設立法人の特例	基準期間における <u>国内の課税売上高が5億円超</u> の法人等が設立した資本金等1000万円未満の法人

執行管轄外に所在する国外事業者に対しては、事業者免税点制度そのものの問題というよりは、むしろ納税義務者の捕捉や税務調査等の執行面に大きな課題があると考えられる。

消費者向け電気通信利用役務の提供に係る執行上の課題

- プラットフォームを介して提供されるオンラインゲーム等の消費者向け電気通信利用役務の提供については、その提供者である**事業者**に**消費税の納税義務**が課されている。
- 他方、オンライン上で取引が完結するため、**国外に所在する事業者の多くは国内に何らの拠点等を有していない**。
- こうした国外事業者は、そもそも**「捕捉」が困難**であり、捕捉したとしても、その後の**「調査」や「徴収」に困難が伴う**。

捕捉が困難

- プラットフォームを介することにより、**大小様々な国外事業者が参入可能**
- プラットフォーム上で**契約、配信、決済の全てが完結**するため、**国内にビジネス拠点が不要**
- **プラットフォームが国外に所在する場合、国外事業者に関する情報収集も困難**

※ そもそも国外事業者自らに消費税の納税義務が生じることを認識していない場合があることに加え、コンプライアンスの低い者も存在。

調査が困難

- プラットフォームを介して配信する国外事業者の多くは、**国内に拠点等を有しないため、接触が困難**
- **反面調査が実施できず、情報交換によらざるを得ない**が、複雑な事案では**1年前後の時間を要する**上、**課税に必要な情報が不足**していることも多い。

徴収が困難

- 課税処分を実施できたとしても、**通常国内に資産等を有しないことから、滞納処分に困難が伴う**
- こうした事業者に対して**「徴収共助」以外に有効な手段がない**が、**中国やシンガポール**など、わが国と経済関係の深いアジア諸国との間では、**徴収共助のネットワークが十分でない**